

監 第 3 1 号  
令和元年8月16日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市監査委員 勝 山 信  
同 井戸川 員 三  
同 高 橋 絹 子

平成30年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金  
運用状況審査意見について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、令和元年6月28日付け財第109号をもって審査に付された平成30年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

平成 30 年度

四街道市 一般会計 歳入歳出決算  
特別会計  
及び基金運用状況審査意見書

四街道市監査委員

# 目 次

## 平成30年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	審査意見	2
1	総括意見	
(1)	一般会計について	2
(2)	特別会計について	2
(3)	普通会計について	3
2	個別意見	
(1)	歳入の確保について	8
(2)	時間外勤務の縮減について	13
(3)	補助金の交付について	13
(4)	契約の事務について	13

### 数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

# 平成30年度四街道市一般会計・特別会計 歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

## 第1 審査の対象

平成30年度四街道市一般会計歳入歳出決算

平成30年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度四街道市霊園事業特別会計歳入歳出決算

平成30年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成30年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成30年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書

平成30年度四街道市一般会計・特別会計実質収支に関する調書

平成30年度四街道市財産に関する調書

※注 財産については、土地・建物・物権（地上権）・出資による権利・物品・債権・基金（定額の基金含む）を指す。

## 第2 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年7月29日まで

## 第3 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び調書に基づいて計数の正否及び予算執行の適否、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、関係諸帳簿、証拠書類を照合するとともに、事前に提示した質問書の回答書をもとに関係職員から説明を聴取した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして審査を実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）、定額の基金運用に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合し、適正であると認められ、予算の執行状況については適正であると認められた。

## 第5 審査意見

### 1 総括意見

#### (1) 一般会計について

平成30年度における一般会計決算額は、歳入27,195,441千円、歳出26,167,866千円で、前年度に比較して歳入3.3%増加、歳出3.0%増加の決算規模となり、予算現額27,058,322千円に対し歳入100.5%、歳出96.7%の執行となっている。

＜一般会計における歳入歳出決算額等の推移＞ (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
平成28年度	27,024,804	26,729,494	98.9	25,621,870	94.8
平成29年度	26,694,846	26,321,524	98.6	25,395,760	95.1
平成30年度	27,058,322	27,195,441	100.5	26,167,866	96.7

#### (2) 特別会計について

4つの特別会計決算額の合計は、歳入16,298,567千円、歳出15,889,468千円で、前年度に比較して歳入9.2%減少、歳出8.5%減少の決算規模となり、予算現額16,540,715千円に対し歳入98.5%、歳出96.1%の執行となっている。

(公共下水道事業特別会計は、地方公営企業法の全部適用に伴い、平成28年度をもって廃止となった。)

＜特別会計における歳入歳出決算額等の推移＞ (単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
平成28年度	18,868,961	18,908,527	100.2	18,403,670	97.5
平成29年度	17,792,167	17,949,148	100.9	17,372,450	97.6
平成30年度	16,540,715	16,298,567	98.5	15,889,468	96.1

### (3) 普通会計について

地方公共団体の財政状況の把握、分析比較などに用いられる財政統計上の会計である普通会計からみると、実質収支は 941,955 千円の黒字、単年度収支は 140,965 千円の黒字、実質単年度収支は 30,358 千円の黒字となっている。

※注 普通会計とは、公営事業会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。(一般会計に霊園事業特別会計を加えた 2 会計における会計相互間の繰り入れ、繰り出しによる重複額を除いた純計決算額)

<普通会計における決算収支の推移>

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入決算額 (A)	26,741,475	26,334,420	27,205,732
歳出決算額 (B)	25,627,250	25,403,653	26,172,468
形式収支 (A)-(B)=(C)	1,114,225	930,767	1,033,264
翌年度繰越財源 (D)	144,015	129,777	91,309
実質収支 (C)-(D)=(E)	970,210	800,990	941,955
単年度収支 (F)	△364,827	△169,220	140,965
積立金 (G)	670,000	490,000	400,000
繰上償還金 (H)	—	—	—
積立金取崩額 (I)	681,440	572,399	510,607
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	△376,267	△251,619	30,358

歳入において一般財源 17,132,434 千円とその他財源 10,073,298 千円を前年度と比較すると、一般財源では、市税 100,288 千円、地方消費税交付金 131,391 千円、地方特例交付金 17,249 千円、地方交付税 5,404 千円、臨時財政対策債 39,400 千円などの増額により、全体で 245,513 千円、1.5%の増額となっている。一方のその他財源では、分担金・負担金 59,877 千円、国庫支出金 130,312 千円、県支出金 94,689 千円、財産収入 212,984 千円、市債（臨時財政対策債を除く）352,700 千円などの増額により、全体で 625,799 千円、6.6%の増額となっている。

歳出においては、経常的経費 23,432,042 千円、投資的経費 2,044,012 千円、その他の経費 696,414 千円で、構成比を前年度と比較すると経常的経費が 1.0 ポイント減、投資的経費が 1.4 ポイント増となっている。

<普通会計における一般財源の推移>

(単位：千円、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般財源比率	60.6	64.1	63.0
一般財源計	16,209,859	16,886,921	17,132,434
市税	11,006,020	11,244,473	11,344,761
地方譲与税	201,760	202,307	204,025
利子割交付金	12,180	19,047	18,695
配当割交付金	53,411	73,231	61,347
株式等譲渡所得割交付金	39,421	85,608	56,480
地方消費税交付金	1,269,819	1,351,753	1,483,144
ゴルフ場利用税交付金	10,423	9,724	8,231
自動車取得税交付金	54,034	80,769	73,741
地方特例交付金	80,823	89,523	106,772
地方交付税	2,427,511	2,507,706	2,513,110
交通安全対策特別交付金	10,457	10,280	10,228
市債（うち臨時財政対策債）	1,044,000	1,212,500	1,251,900

<普通会計におけるその他財源の推移>

(単位：千円、%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
その他財源比率	39.4	35.9	37.0
その他財源計	10,531,616	9,447,499	10,073,298
分担金・負担金	298,368	341,278	401,155
使用料	320,448	341,292	322,872
手数料	273,305	266,980	263,177
国庫支出金	4,201,954	3,989,186	4,119,498
県支出金	1,619,050	1,719,491	1,814,180
財産収入	41,029	6,274	219,258
寄附金	1,710	6,244	7,628
繰入金	814,602	603,783	632,513
繰越金	1,497,582	1,114,225	930,767
諸収入	750,668	701,346	652,150
市債（臨時財政対策債を除く）	712,900	357,400	710,100



<普通会計における性質別経費の推移>

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
経常的経費計	22,611,641	22,988,208	23,432,042
人件費	4,992,848	4,951,974	4,928,215
扶助費	6,946,010	7,275,767	7,614,424
公債費	2,262,321	2,334,181	2,342,860
物件費	4,571,020	4,501,588	4,557,008
維持補修費	448,558	439,527	460,275
補助費等	1,008,277	1,132,626	1,155,825
経常的貸付金等	50,000	148,012	119,336
経常的繰出金	2,332,607	2,204,533	2,254,099
投資的経費計	2,018,936	1,625,840	2,044,012
普通建設事業費	2,018,936	1,625,840	2,044,012
災害復旧事業費	—	—	—
その他の経費計	996,673	789,605	696,414
積立金	870,926	690,747	600,617
投資及び出資金貸付金	22,528	33,522	36,671
繰出金（経常的繰出金除く）	103,219	65,336	59,126
歳出合計	25,627,250	25,403,653	26,172,468

今年度の財政力指数は、0.82 で、そのほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が96.4%、公債費の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費負担比率は12.4%、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は3.4%となっている。

<普通会計における財政指標の推移>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
財政力指数	0.82	0.81	0.82
経常収支比率 (%)	99.7	97.4	96.4
公債費負担比率 (%)	12.0	12.4	12.4
実質公債費比率 (%)	3.9	3.5	3.4

以上のとおり、今年度の決算状況は、歳入において、市税、地方消費税交付金は増加するも配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の減少などから一般財源比率は減少傾向にあり、歳出においては扶助費の増加などから経常的経費は増加傾向にある。

財政指標では、経常収支比率は高い水準で推移しており、硬直化した財政構造が深刻な状況となっている。

このため、引き続き市税等一般財源の確保に努めるとともに、特定財源の有効活用を図るなど、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、市民サービスの向上のため最少の経費で最大の効果をあげるよう適正で効果的かつ健全で安定した財政運営に努められたい。

## 2 個別意見

### (1) 歳入の確保について

一般会計での収入未済額は、751,311千円で、前年度と比較して2.3%の減少、不納欠損額は、29,367千円で28.2%の増加、特別会計での収入未済額は、1,006,602千円で、前年度と比較して9.3%の減少、不納欠損額は、97,818千円で51.8%の増加となっている。

収入未済額は依然として多額な状況になっており、徴収対策は重要な課題であるので、特に滞納者に対しては、個々の実情に即した厳正かつ的確な滞納整理を行うなど、収入未済額の縮減を図り収入確保に努められたい。

不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められたが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、不納欠損処分に至るまでに更なる徴収努力をするとともに、不納欠損処分は今後も厳正に処理されたい。

<一般会計及び特別会計決算額における収入未済額等の推移> (単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 一般会計			
収入未済額	786,559	768,680	751,311
不納欠損額	37,706	22,904	29,367
② 特別会計			
収入未済額	1,252,967	1,110,369	1,006,602
不納欠損額	100,242	64,437	97,818
③ 全会計合計			
収入未済額	2,039,526	1,879,049	1,757,913
不納欠損額	137,948	87,341	127,185

## 【一般会計について】

### ① 市税について

徴収率は 94.2%で前年度と比較して 0.1 ポイント増加し、収入未済額 668,535 千円は、前年度と比較して 3.1%、21,704 千円減少している。不納欠損額については 28,192 千円で 38.8%増加している。

市税は、歳入の根幹をなす重要な自主財源であり、税負担の公平性の観点からも積極的な滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うなど、様々な徴収対策により徴収率の向上に努めるとともに、市民の納税意識の向上にも一層努力されたい。

＜市税における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	10,815,200	101.38	11,037,356	102.05	11,053,100	100.14
調定額	11,757,662	99.81	11,955,023	101.68	12,041,487	100.72
収入済額	(1,138) 11,006,020	100.56	(4,726) 11,244,473	102.17	(3,268) 11,344,761	100.89
不納欠損額	36,392	68.04	20,311	55.81	28,192	138.80
収入未済額	715,249	91.44	690,239	96.50	668,535	96.86
徴収率	93.6		94.1		94.2	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 保育所等の保護者負担金について

収入未済額 7,015 千円は、前年度と比較して 6.9%減少している。徴収率は 98.2%で前年度と比較して 0.6 ポイント増加している。不納欠損額については 1,134 千円で 54.9%の減少となっている。受益者負担の公平と財源の確保の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

＜保護者負担金における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	360,088	108.58	416,584	115.69	448,346	107.62
調定額	366,584	102.79	410,294	111.92	454,783	110.84
収入済額	356,290	103.52	400,242	112.34	446,635	111.59
不納欠損額	1,040	58.86	2,515	241.83	1,134	45.09
収入未済額	9,254	86.52	7,537	81.45	7,015	93.07
徴収率	97.2		97.6		98.2	

### ③ 市営住宅使用料について

収入未済額 4,008 千円は、前年度と比較して 5.0%増加している。使用料は受益者負担が原則であり、公平性の観点からも、引き続き定期的な滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導等、更なる徴収の強化に努められたい。

<市営住宅使用料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	46,987	96.15	47,581	101.26	47,236	99.27
調定額	53,831	99.01	53,243	98.91	52,175	97.99
収入済額	50,331	99.00	49,425	98.20	48,167	97.45
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	3,500	99.09	3,818	109.09	4,008	104.98
徴収率	93.5		92.8		92.3	

### ④ 学校給食費について

収入未済額 16,809 千円は、前年度と比較して 2.7%増加している。徴収率は 96.2%で前年度と同様である。財源の確保と公平性の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<学校給食費における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	414,014	101.57	421,089	101.71	425,339	101.01
調定額	425,647	101.86	433,002	101.73	438,419	101.25
収入済額	413,093	100.53	416,627	100.86	421,611	101.20
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	12,554	180.09	16,375	130.44	16,809	102.65
徴収率	97.1		96.2		96.2	

## 【特別会計について】

### ① 国民健康保険特別会計

国民健康保険税については、収入未済額 972,892 千円で、前年度と比較して 9.5%の減少、不納欠損額については 89,340 千円で前年度と比較して 58.3%増加し、徴収率は 65.5%で前年度と比較して 0.1 ポイント増加している。今後も滞納整理及び電話催告等により、更なる徴収対策に取り組み、国民健康保険財政の健全化と保険税負担の公平適正化に努められたい。

＜国民健康保険税における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	2,317,500	94.93	2,122,700	91.59	1,998,321	94.14
調定額	3,546,850	92.91	3,273,019	92.28	3,079,336	94.08
収入済額	(808) 2,319,962	94.13	(1,281) 2,141,978	92.33	(1,297) 2,017,104	94.17
不納欠損額	93,330	90.95	56,442	60.48	89,340	158.29
収入未済額	1,133,557	90.67	1,074,599	94.80	972,892	90.54
徴収率	65.4		65.4		65.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ② 介護保険特別会計

介護保険料については、収入未済額 27,331 千円で、前年度と比較して 9.1%の増加、不納欠損額については 7,269 千円で 5.6%増加している。今後も滞納整理及び電話催告等の徴収対策に取り組み、収入未済額及び不納欠損額の縮減による財源確保に努められたい。

＜介護保険料における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成 28 年度	対前年度比	平成 29 年度	対前年度比	平成 30 年度	対前年度比
歳入予算額	1,245,011	114.05	1,264,844	101.59	1,566,492	123.85
調定額	1,267,009	102.93	1,291,150	101.91	1,655,231	128.20
収入済額	(721) 1,237,073	102.89	(727) 1,259,222	101.79	(938) 1,620,631	128.70
不納欠損額	5,668	86.88	6,882	121.42	7,269	105.62
収入未済額	24,268	109.75	25,046	103.21	27,331	109.12
徴収率	97.6		97.5		97.9	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

### ③ 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されているが、保険料については、収入未済額 5,234 千円で、前年度と比較して 8.1%増加している。今後も滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導により、収入未済額の縮減に努められたい。

＜後期高齢者医療保険料における決算額の推移＞ (単位：千円、%)

	平成28年度	対前年度比	平成29年度	対前年度比	平成30年度	対前年度比
歳入予算額	896,157	110.45	1,017,503	113.54	1,065,006	104.67
調定額	940,078	116.92	1,011,374	107.58	1,099,589	108.72
収入済額	(1,240) 935,432	117.17	(532) 1,006,214	107.57	(1,142) 1,093,786	108.70
不納欠損額	579	65.87	320	55.27	569	177.81
収入未済額	4,067	84.89	4,840	119.01	5,234	108.14
徴収率	99.5		99.5		99.5	

※注 収入済額欄中 ( ) 内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

## (2) 時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取り組みを実施している。

今般、国家公務員及び千葉県職員の制度改正に準じ、「四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」(平成7年条例第13号)の一部が改正され、平成31年4月1日から、職員の時間外勤務に上限が設定されることとなった。全所属より時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、特定の職員への時間外勤務の偏りが改善されたことなど一定の努力は認められるが、総務部長通知(平成30年8月1日付け人号外「時間外勤務の縮減等について(通知)」)の上限を超えているケースが見受けられた。各所属長は、時間外勤務縮減の趣旨や厳しい財政状況を踏まえ、引き続き時間外勤務の確実な縮減に取り組みを一層進め、計画的・効率的な業務推進に努められたい。

## (3) 補助金の交付について

補助金は、補助の趣旨・目的を十分勘案し、公益上必要がある場合において交付することができるものである。

今後も、「補助金交付に関する基準」に基づき、補助効果や必要性を検証し、絶えず見直しを行うとともに、公益性・有効性・公平性などの観点から、補助金交付の一層の適正化・整理合理化に努められたい。

## (4) 契約の事務について

一般競争入札を行わない額の契約において、予定価格と契約金額が同額のものが見られる。これは、見積りを参考に予定価格を設定した場合に多く見られるが、より透明性を確保する観点から、適正な予定価格を設定して契約事務を実施されたい。